

船舶事故調査報告書

平成21年12月17日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

| | |
|---|--|
| 事故種類 | 転覆 |
| 発生日時 | 平成20年9月6日 21時10分ごろ |
| 発生場所 | 長野県諏訪市諏訪湖 諏訪湖南東岸の中門川河口沖100m付近 (概位 北緯36°02.6′ 東経138°06.2′) |
| 事故調査の経過 | 平成20年10月1日、本事故の調査を横浜地方海難審判理事所から引き継ぎ、調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | モーターボート がーこ丸 ^{エスエイチ} S H、5トン未満 253-18696長野、個人所有 4.82m(Lr)×2.18m×0.73m、FRP ガソリン機関、110kW、平成8年5月 最大とう載人員 旅客3人、船員1人計4人 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 男性 52歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成5年5月17日 免許証交付日 平成16年9月22日 (平成21年9月28日まで有効) 船舶所有者 男性 47歳 操縦免許なし |
| 死傷者等 | なし |
| 損傷 | 機関及び電気系統の濡損 |
| 事故の経過 | 本船は、平成20年9月6日（土）19時00分ごろ、諏訪湖で行われる花火大会を見物する目的で、船舶所有者が知人たちを集め、船長が最大とう載人員を超える9人（子供3人、大人6人）に救命胴衣を着用させて乗せ、諏訪湖の南東岸に位置するヨットハーバー（以下「本件ヨットハーバー」という。）を出発し、19時20分ごろ初島（花火打上げ場）の沖合約400mのところへ錨を入れた。 船長は、花火大会が終了したころ、同乗していた船舶所有者から諏訪湖東岸にいる友人1人を本件ヨットハーバーまで乗せて欲しいと依頼され、20時45分ごろ錨を揚げて諏訪湖東岸に向かった。 船長は、諏訪湖東岸に寄って大人1人を乗せるとき、違和感があったが、船舶所有者に気兼ねしてそのことを伝えず、乾舷が約10cmとなった状態で本件ヨットハーバーに向けて発進した。 船長は、その後強い風が吹くとともに豪雨となったため、船内に溜まっ |

| | | |
|---------------|---|--|
| | <p>た雨水をビルジポンプで排水しながら人が早歩きする程度の速力で航行した。</p> <p>本船は、21時10分ごろ、本件ヨットハーバーの近くにある中門川河口沖100m付近に差し掛かったとき、その船首部が波に持ち上げられて左舷側に傾くとともに船内に波が打ち込んで転覆した。</p> <p>船長及び同乗者は、水中に投げ出された。</p> <p>船長は、全員の無事を確認するとともに、子供3人を転覆した本船の船底に上げ、救助を待った。</p> <p>21時14分ごろ、船に乗って湖上の警戒などに当たっていた諏訪市職員が、転覆した本船と遭難者を発見し、救助に当たるとともに花火大会実行委員会に無線で応援を求め、21時23分ごろ全員が救助された。</p> | |
| <p>気象・海象</p> | <p>気象：天気 雨、風向 北西、風力 5</p> <p>特記事項：（21時10分）風向 北西、平均風速 9.2m/s、最大瞬間風速 16.5m/s、降水量 20.5mm</p> <p>本事故発生場所付近には、波高約30～50cmの三角波が生じていた。</p> <p>本事故発生場所の近くにある衣ノ渡の河川水位は、20時30分に0.77m、21時10分に0.81mであった。</p> | |
| <p>その他の事項</p> | <p>花火大会主催者は、平成19年9月の花火大会で、救命胴衣不着用の飲酒者がモーターボートから落水して死亡する事故があったため、花火大会の見物に際しては、救命胴衣を着用すること、飲酒を伴う出航を控えること、乗船定員を守ること、及び灯火を装備することを記載した文書を印刷し、本件ヨットハーバー所属の船舶に対しては、その管理事務所経由で花火大会の見物に向かう船長などに手渡し、また、湖周の船着き場などに係留している船舶所有者に対しては郵送した。</p> <p>花火大会主催者は、花火大会開催時に警戒船及び巡回船を配置して事故の防止を図る一方、救護船及びダイバーを配置して事故などの発生に備えていた。</p> | |
| <p>分析</p> | <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p> | <p>あり なし あり</p> <p>本船は、船長の安全に対する認識及び遵法意識が十分でなかったことから、最大とう載人員（4人）を超える11人（子供3人を含む。）が乗っていたものと考えられる。</p> <p>本船は、最大とう載人員を超える人数が乗っていたため、復原力が低下していたものと考えられる。また、乾舷が減少し、船内に波が打ち込みやすい状況であったものと考えられる。</p> <p>中門川河口付近は、大雨により中門川からの水量が増すとともに北西方からの強い風により、波高約30～50cmの三角波が生じていたものと考えられる。</p> <p>本船は、中門川河口付近に生じた三角波で本船の船首部が持ち上げられ、船体が左舷側に傾くと</p> |

| | |
|----|--|
| | <p>ともに船内に波が打ち込み、復原力を喪失して転覆したものと考えられる。</p> <p>船長及び同乗者が救命胴衣を着用していたこと、並びに花火大会主催者が警戒船などを配置していたことが、被害の拡大防止に関与したものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、夜間、本船が諏訪湖の中門川河口付近を航行中、最大とう載人員を超える人数を乗せていたため、三角波で船首部が持ち上げられて大きく傾斜するとともに船内に波が打ち込んで復原力を喪失し、転覆したことにより発生したものと考えられる。</p> <p>本船が最大とう載人員を超える人数を乗せていたのは、船長の安全に対する認識及び遵法意識が十分でなかったことによるものと考えられる。</p> |